

電動キックボードの鴨川条例標識への表示について

鴨川における電動キックボードの通行が増加傾向にあることから、利用者に注意を呼びかけるため、既存鴨川条例の標識に電動キックボードの表示を追記しました。

(令和7年8月末)



<参考>鴨川条例禁止行為等の指導状況

年度	自動車・ バイク乗入	うち電動 キックボード
令和6年度	676	94
令和7年度 (7月末現在)	366	65



※電動キックボードは道路交通法第2条第1項第十号で規定される「原動機付自転車」に区分され、京都府鴨川条例第16条の規定で知事指定区間への乗り入れが禁止されている。